

低住協一人親方首都圏会 特別加入申請書

● **新規入会届** ○ 継続(年度更新) ○ 日額変更届 (該当にすべて●)

※ 退会の場合は、別紙「退会届」を提出ください。

* 本人確認のため、身分証(運転免許証等)の写しを添付してください。

* 外国籍の方は必ず在留カードの写しを添付してください。

一人親方氏名	フリガナ	性別 :			
		生年月日 :			
住所及び電話	〒				
	TEL	fax	携帯		
	メールアドレス				
屋号又は所属事業所名 (ある場合のみ記入)	フリガナ	TEL			
所在地及び電話		〒	-		
低住協会員会社名					
低住協会員会社住所					
職種及び具体的内容	(記入例、屋根工事、外壁工事)				
特定業務従事歴の有無	解体工、塗装工、掘削工、はつり工等の方等下記従事者は、加入時に健康診断の必要の有無を判断の為、従事した期間をご記入ください				
粉じん作業	<input type="radio"/> 無	・有 →	年	月頃から	年 月頃まで
身体に振動を与える業	<input type="radio"/> 無	・有 →	年	月頃から	年 月頃まで
鉛業務	<input type="radio"/> 無	・有 →	年	月頃から	年 月頃まで
有機溶剤業務	<input type="radio"/> 無	・有 →	年	月頃から	年 月頃まで
給付基礎日額	<input checked="" type="checkbox"/> 新規				<input type="checkbox"/> 20,000円
(希望する金額に●)	<input type="checkbox"/> 3,500円 <input type="checkbox"/> 6,000円 <input type="checkbox"/> 9,000円 <input type="checkbox"/> 14,000円 <input type="checkbox"/> 22,000円				
	<input type="checkbox"/> 4,000円 <input type="checkbox"/> 7,000円 <input type="checkbox"/> 10,000円 <input type="checkbox"/> 16,000円 <input type="checkbox"/> 24,000円				
	<input type="checkbox"/> 5,000円 <input type="checkbox"/> 8,000円 <input type="checkbox"/> 12,000円 <input type="checkbox"/> 18,000円 <input type="checkbox"/> 25,000円				
	※日額はご自身の実際の所得水準に合う金額の選定をお願い致します				
加入希望日	年 月 日				
会費	12,000円	労災保険料	円	合計	円
労働者の使用有無の確認(法第33条3号に掲げる者との関係)該当に○ 有・無(本人)					
<p>上記の通り、低住協一人親方首都圏会に加入し労災保険の事務処理を委託すると共に、裏面の誓約事項を遵守することを誓約します。当会の運営(総会等への出席ならびに議決・承認等)については理事に委任致します。</p> <p align="right">年 月 日</p> <p>低住協一人親方首都圏会 会長殿</p> <p align="center">一人親方 氏名 印</p>					
会長		事務局		代理団体受付	

* 上記の個人情報を労災保険特別加入制度業務の目的以外に使用しません。

また、上記の個人情報を他に漏らすことはありません。

* 保険料・入会金の振込外納入通知書に記載の口座へ期日までにお振込下さい。

低住協一人親方首都圏会加入についての誓約事項及び注意事項

このたび、低住協一人親方首都圏会(以下、「当会」という)に入会するにあたり、下記事項を誓約致します。

記

1. 私は、労災保険法で定める建設事業に従事し、他に一切の労働者を使用しないか又は、年間100日以上労働者を使用致しません。
2. 作業に従事する際には、労働安全衛生法・規則の関係条項及び当会の災害防止規定を遵守し、安全衛生には充分注意いたします。
3. 加入時又は加入後においても会費を含めた保険料は当会の指定する方法及び期日までに納付致します。
4. 年度更新時等の各種届出書の提出及び報告は、当会の指定期日までに正確かつ迅速に行います。
5. 当会の必要に応じ、提出を求められた場合は速やかに関係書類等を提出致します。
6. 加入後の変更事由(氏名、住所、業種、その他)及び第1項に変更があった場合は、速やかに届出致します。
7. 第1項から第6項の項目に万が一違約した場合において、保険給付の対象外(不支給)の決定や、当会の一方的な脱退処理による特別加入中途脱退の承認を受けても異議申立て致しません。
8. 任意または第1項に変更があった場合等により、当会を脱退する場合は脱退届を添え、速やかに届出致します。
9. 当会の運営(総会等への出席ならびに議決、承認等)については、理事に委任致します。

【注意事項】

1. 労働者災害補償保険法(以下労災)上の補償開始日は、当会が労働基準監督署へ申請書類を提出した日の翌日となります。
2. 以下に該当する場合は入会のお申込みをお断りさせていただく場合がございます。
 - ①入会の意思が社会的、倫理的見地から鑑みて不当であると思われる場合
 - ②当会規定の一人親方特別加入の条件を満たさない場合
 - ③その他、当会が入会希望者を会員とすることを不適当と判断する場合
3. 労働基準監督署への申請手続きは、保険料等の入金を確認した後に開始します。保険料等ご希望の保証開始の5営業日前(土、日、祝祭日を除く平日午前9時から午後5時)までに指定口座へ指定の全額をお振込下さい。万が一お振込み期日までにご入金がない場合は、加入の意思がないものと判断し、加入手続きを中止いたします。
4. 加入手続き中止後にご入金があった場合、再度加入を希望の場合は補償開始日が遅延する場合がございます。なお、補償開始日遅延によって発生する損害等に関しては、当会は一切責任を負いません。
5. 加入にあたっては、免許証又は住民票のコピーなど、本人を確認する書類を必ず添付して下さい。なお、添付資料やご記入頂いた事項についての取り扱いは当会の個人情報の取り扱いに準じます。
6. 給付基礎日額は実際の所得に見合った日額を選択して下さい。
7. 年度更新の資料は、毎年1月に当会より書類を送付致しますので、2月末日までに関係書類の提出および当会指定期日までに、自ら請負う低住協会員会社を通じ、保険料等の納付を完了して下さい。
以下に該当する場合は当会の判断によって脱退手続きを取らせて頂きますので予めご了承下さい。
 - ①当会指定のお振込み期限までにご入金がなく、督促にも応答がない場合
 - ②指定連絡先に一定期間連絡が付かない場合
 - ③日本国内外を問わず法令に違反し、当会が退会手続きを取ることが相当であると判断した場合
 - ④その他上記に準ずる場合
8. 以下に該当した場合は速やかに指定する様式等にてご連絡下さい。ご本人が連絡できない状態にある場合は、代理人でも結構です。
 - ①年間100日間以上従業員を雇い入れている、または雇い入れる予定がある場合(アルバイト等も含む)
 - ②業種を変更したとき(建設業でなくなったとき)
 - ③住所を移転したとき及び、当会の業務範囲を超えて移転した場合(関東1都6県+静岡、山梨県以外へ移転)
 - ④けがをしたとき
 - ⑤死亡したときご連絡がない場合は、労災上の補償を受けられなくなることがありますのでご注意ください。なお、ご連絡がなく、各種変更手続きや申請手続きができなかった場合に生ずる損害等に関しては、当会は一切責任を負いません。
9. 退会の場合は、その理由の如何を問わず、既納の会費について返還請求には応じません。

以上